

オディシャ州のロックダウン期間延長および夜間外出禁止措置等に関する注意喚起
(対象期間: 令和3年8月1日～9月1日)

オディシャ州政府は、州内全域にて8月1日(日)午前6時までの期限で実施しているロックダウンを9月1日(水)午前6時まで延長することを決定した旨を発表しました。

9月1日(水)までの対象期間中は、毎日午後8時から翌日午前6時までの間、州内全域にて夜間外出禁止措置が適用されますので、御注意ください。

また、ブバネシュワル、カタックおよびプリーにおいては、週末のロックダウンを実施しますので、御注意ください。なお、週末のロックダウン実施中においてもワクチンの接種は可能となっています。

本件に関する詳細については、オディシャ州政府の以下の発表をご覧ください。
<https://health.odisha.gov.in/pdf/Unlock-Guideline-31072021.pdf>

(なお、一部の機種のスマホ等では上記リンクが正しく表示されないことがありますので、その場合はパソコン等でご確認ください。)

1 今回発表された主な制限措置内容等は、次のとおりです。

(1) 本措置は、8月1日(日)午前6時から9月1日(水)午前6時までの期間を対象とする。

(2) 対象期間中は、州内全域にて、毎日午後8時から翌日午前6時までの間、外出を禁止する。

(3) 対象期間中において、ブバネシュワル、カタックおよびプリーを除く州内全域では、毎日午前6時から午後8時までの間、全ての店舗及びモールの営業を許可する。ブバネシュワル、カタックおよびプリーでは、平日の午前6時から午後8時までの間、全ての店舗及びモールの営業を許可する。

(4) 対象期間中において、禁止される主な営業活動や行為等は次のとおりです。

- 全ての宗教的、政治的および文化的集会。
- 展示会など。

(5) 対象期間中において、許可される主な営業活動や行為等は次のとおりです。

●ビーチおよび公園は、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手洗いまたは消毒を行うことを必須とすることで利用可能とする。

●全てのモールは、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、検温および手洗いまたは消毒を必須とすることで通常どおりの客数にて営業することを可能とする。

ただし、ブバネシュワル、カタックおよびプリーにおいては、ワクチン接種完了証明書取得済みの者に限り、入店可能とする。

●レストランおよびバーは、座席定員数の50%を上限に営業可能とする。

ただし、ブバネシュワル、カタックおよびプリーにおいては、ワクチン接種完了証明書取得済みの者に限り、入店可能とする。

●全ての映画館、劇場および集会所は、座席定員数の50%を上限に営業可能とする。

ただし、ブバネシュワル、カタックおよびプリーにおいては、ワクチン接種完了証明書取得済みの者に限り、利用可能とする。

●地域内および地域間を運行するバスは、座席定員数を上限に運行可能とする。

●オペラ劇場および屋外劇場は、座席定員数50%を上限に営業可能とする。

●会議・商談等を含む会合は、参加者数を最大100名を上限として開催可能とする。

●全ての身体的なトレーニング、公的及び私的機関による試験。

●屋内興行施設、遊園地、メリーゴーランド等。

●美術館、観光名所、動物園および歴史的な記念碑。

●公営及び民営のプール。

●オートリキシャー、タクシー等は座席定員数を上限に営業可能とする。

(6)夜間外出禁止令およびブバネシュワル、カタックおよびプリーにおける週末のロックダウンの主な制限は次のとおりです。

●薬局・医療サービス等を除く全ての店舗の閉鎖。

●食料品、日用雑貨品、牛乳等の宅配サービス、レストランおよびホテル等からの料理等の宅配サービスは利用可能とする。

●コロナ検査受検およびワクチン接種のための人および乗り物の移動は可能とする。

●全ての政府機関、民間企業は、電力、通信事業、水道事業、警察など生活上必要な分野に限り活動・営業可能とする。

●2輪および4輪の私用車、オートリキシャーおよびタクシーでの移動は、空港、鉄道駅およびバスの停留場からの乗降を目的とした場合に可能とする。この際、飛行機、鉄道またはバスの乗客については、空港や駅などへの移動目的を証明する航空券や切符を、飛行機、鉄道またはバスの関係者については、その関係性を証明

できる身分証明書を携行する必要がある。

2 州内全域における主なコロナ対策を次のとおりとしています。

- 公共スペース、職場および公共交通機関内におけるフェイスカバーまたはマスクの着用
- 公共スペースにおける個人間の距離は、6フィート(約1.83メートル)確保。
- 公共スペースにおけるたばこ及び類似品の嗜み禁止。

3 今後、ロックダウンは延長、または制限内容が変更される可能性もありますので、詳細や今後の制限等については、公的機関や報道等から情報収集に努めてください。

(御参考:オディシャ州政府ホームページ)

<https://health.odisha.gov.in/>

(お問い合わせ先)

在コルカタ日本国総領事館 領事班

電話: +91-(0)33-3507-6830(代表)

領事班緊急連絡先: +91-(0)98310-13184

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>